

規制改革ホットライン処理方針
(令和3年11月5日から令和3年12月2日までの回答)

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連		
提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)
アマチュア無線の許認可	対応不可	◎
ローカル5G用IMSIの適用範囲拡大	現行制度下 で対応可能	◎
米国・EU の無線認証試験レポート受入れによる無線機器の電波法認可の緩和	検討を予定	◎
道路占用システムの拡充	(国土交通省) 対応不可(一部事実 誤認) (厚生労働省) 事実誤認	◎

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:1

受付日	3年9月14日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	アマチュア無線の許認可
具体的内容	アマチュア無線の許認可事務の簡略化 無線局免許状と無線従事者資格の免許証との統合
提案理由	現在、主に趣味を目的とするアマチュア無線の許認可には、通常の業務局や警察等の重要無線通信よりも多くの人員をかけて事務を遂行していると聞いている。趣味を目的とするアマチュア無線の許認可業務に多大が国家予算を注入していると聞いている。税金の使い道として正しいのか疑問である。無線従事者資格の免許証と無線局免許状を統合することにより、アマチュア無線の許認可事務を簡略化を行い、趣味の人のために投入する税金の適正化を提案するものである。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となります。無線局を開設するためには、総務大臣の免許を受けることが必要です(電波法第4条第1項)。また、アマチュア無線局を操作するためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の資格が必要です(法第39条の13)。総務大臣は、申請者から提出された無線局の免許申請書等が①工事設計が電波法令に定める技術基準に適合していること、②周波数の割当てが可能であること、③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること等のいずれにも適合しているかどうかを審査し(法第7条第1項)、また、当該無線設備等が工事設計等に合致しているか検査を行うこととなっています(法第10条。適合表示無線設備のみを使用してアマチュア局を開設する等の場合には、無線局の検査等の手続きが簡略化されます。)	
該当法令等	電波法	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	電波は有限希少な国民共有の財産であり、公平かつ能率的な利用が必要です。我が国は国土が狭く人口が稠密なため、電波も稠密かつ効率的に利用することが必要となります。有限希少な資源である電波を利用するという点において、業務用等の無線局もアマチュア無線局も同じであり、適切な監督規律が行われない場合、放送の受信や重要無線通信など、国民の生命や財産、生活に関わる無線局に有害な混信等を与え、社会的に影響を生じる可能性があります。また、アマチュア無線局のように比較的大電力の無線局は、他の無線局に有害な混信等を与えやすく、社会的に影響を生じる可能性があります。無線局は多種多様であり、電波法の目的を達成するため、それぞれに適応した監督規律が行われる必要があります。既に、アマチュア無線局については他の無線局に比べると簡素化された制度となっているところですが、アマチュア無線を取り巻く我が国の社会環境や電波利用状況等の変化、無線機器の市場・技術動向等の変化等、さらには電波法の目的等も踏まえ、日本のアマチュア無線に適した制度となるよう、制度の適正化については、引き続き検討を行って参ります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:2

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	ローカル5G用IMSIの適用範囲拡大
具体的内容	親会社と異なる業務を子会社が行う場合においても、親会社に電気通信事業者としての登録および別途IMSIの取得を求めることなく、子会社でのローカル5G用IMSI(999-002)の使用を認めるべきである。
提案理由	企業では、ローカル5Gで使用するSIMのために、IMSI(International Mobile Subscriber Identity)を申請し配賦されている。しかし、配賦された親会社の子会社が同一のIMSIを利用して、親会社と異なる業務を行う場合は、親会社から他社にサービスを提供する際と同じ取扱いとなることから、親会社は電気通信事業者としての登録および別途のIMSIを取得する必要が生じ、グループ間での柔軟なサービス提供が難しい状況にある。 (要望実現により)親会社から子会社工場等へのローカル5G展開が容易になり、グループ全体でローカル5Gを活用したサービスの提供が促進される。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	電気通信事業を営もうとするときは、電気通信事業法第9条又は第16条第1項の規定に基づき電気通信事業の登録を受け、又は届出を行わなければならないこととされています。 また、電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、同法第50条の2第1項の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととされています。 なお、ローカル5Gの運用者が、自らコアネットワーク設備を構築してローカル5Gを運用しようとする場合であって、当該ローカル5Gの設備を自らの通信の用にのみ供しようする場合は、999-002から始まるIMSI番号の指定を総務省から受け、使用することができます。	
該当法令等	電気通信事業法第9条、第16条第1項、第50条の2第1項 令和元年総務省告示第294号 総務省「ローカル5G導入に関するガイドライン」	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	親会社から子会社へ無償又は原価ベースでローカル5Gの通信サービスを提供する場合には、「電気通信事業を営む」に該当せず、電気通信事業者として登録又は届出を要しないと判断される可能性があります。 私設ネットワーク内でのみ提供されるローカル5Gの提供者が電気通信事業者でない場合には、電気通信事業法に基づき、電気通信番号使用計画の認定及び電気通信番号(440又は441から始まるIMSI番号)の指定を受ける必要はありません。この場合、親会社の999-002から始まるIMSI番号を、子会社も使用することができます。 なお、上記については、今後のローカル5Gの普及展開において、有用なモデルであると考えられるため、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に追記することとし、法解釈や手続の明確化を図る予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:3

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	米国・EUの無線認証試験レポート受入れによる無線機器の電波法認可の緩和
具体的内容	わが国の電波法や電気通信事業法で定める無線機器の技術基準適合認定において、必ずしもすべての試験を一から行うのではなく、米国、EUで取得した試験レポートを参照したうえで、わが国の認定と同等の要件を満たしている項目については試験免除とし、その他わが国独自の項目についてのみ差分試験を行うこととすべきである。
提案理由	民間事業者による無線機器の開発において、各国法規への個別対応には、費用を含む多大なリソースを要する。そのため、とりわけ中小企業においては、機器の開発を諦めざるを得ない事も多い。Society 5.0時代に向けてわが国企業の無線機器開発を促進するうえで、企業の開発負担を軽減する仕組みが必要である。 (要望実現により)、技術基準適合認定の審査の質を維持しつつ、審査プロセスを簡素化することができ、ベンチャー企業から個人事業主に至るまで、多くの主体が無線機器市場に参入しやすくなることが期待される。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合に関する認証は、民間事業者である登録証明機関(認証機関)が実施するものであり、データ受入れを実施するかどうかや、データ受入れによる認証費用については、登録証明機関が独自に決定することとなっています。 ・現行制度において、認証を取得するに当たっては登録証明機関がデータに基づき認証を行うことも可能となっています。この際、外国の試験所で取得したデータであっても、日本の基準に合致していることが確認可能であれば、体裁等に関わらず、データ受入れによる認証は可能です。 	
該当法令等	電波法第38条の2の2、第38条の6、第38条の7 第38条の24、第38条の26	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	メーカー等を交えた検討の場を立ち上げ、無線工学の専門家の意見も踏まえ、欧米向け認証データの活用等について、具体的に検討を行う予定。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

スタートアップ・イノベーションWG関連

番号:4

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	道路占用システムの拡充
具体的内容	国土交通省の主導により、「道路占用システム」を拡充し、対象道路を指定区間内の国道以外の道路に拡大するとともに、屋外客席の設置等に係る保健所への手続も包含するなど、ワンストップサービスを実現すべきである。その際、確認事項のオンライン上での公開により事前相談を省略可能とすることも期待される。また、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法を改正し、両法に基づく道路占用許可手続を電磁的方法も可能とすることにより、「道路占用システム」上で扱えるようにするべきである。
提案理由	<p>歩行者利便増進道路制度や「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて(2020年6月5日付け国道利第5号国土交通省道路局長通知)」に基づき、指定区間内の国道を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする場合、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たしていれば、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可を「道路占用システム」を活用して、オンラインで一括申請することができる。</p> <p>しかし、現時点では「道路占用システム」の対象道路は指定区間内の国道のみであり、指定区間内の国道を除く道路(指定区間外の国道、都道府県道、市町村道)は対象とされていないほか、屋外客席の設置等に係る保健所への手続は別途行う必要がある。また、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可手続にあつては、申請書に書面の資料を添付して道路管理者に提出することとされているため、オンライン化が実現していない。</p> <p>(これらの要望実現により)道路占用に係る手続の利便性が向上すれば、コロナ禍での「新しい生活様式」の定着に対応して、飲食店等が屋外客席を設置することが容易になり、売上・客足の減少等の影響を軽減する効果が期待されるとともに、オープンスペースの活用が促進され、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省国土交通省
制度の現状	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ご提案内容通り「道路占用システム」の対象道路は指定区間内の国道のみとなっております。 国土交通省では「デジタル推進法」に則り「国土交通省デジタル・ガバメント中長期計画」を作成し、電子による申請手続を推進しており、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可申請についても、上記の方針に従って、直轄国道の場合は道路占用システムを介した電子データによる添付書類の提出を認めているところです。 <p>(厚生労働省)</p> <p>営業許可施設の基準については、厚生労働省令で定める基準(参酌基準)を参酌して、条例で必要な基準を定めることとしています。参酌基準において、客席に関する規定は設けられておりません。</p>	
該当法令等	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法第32条 道路交通法第77条、第78条 国家戦略特別区域法第17条 都市再生特別措置法第62条 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第19 	
対応の分類	(国土交通省)対応不可(一部事実誤認)(厚生労働省)事実誤認	

<p>対応の概要</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用システムは、制度の現状にも記載のとおり、国の直轄道路の占用許可手続のオンラインシステムとして整備・運用しているものです。 一方、地方公共団体における道路占用許可手続については、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)別紙4に記載されているとおり、地方公共団体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続の一つとされており、内閣官房において、道路分野に限らず地方公共団体が扱う行政手続全体に共通するシステムであるマイナポータルを活用を推進しています。 このため、国土交通省においても、マイナポータルの活用を前提に、内閣官房と共同で申請フォームのひな形や申請フォームのひな形の利用ガイドラインを作成して提供する等の取組を行い、積極的なオンライン化を促進することとし、その旨関係部局にも周知しているところです。 また、実際にマイナポータルでの道路占用許可のオンライン申請を可能としている地方公共団体の例もあると承知しています。 <p>・国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可申請については制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>厚生労働省令で定めた営業施設の規準(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表19)においては、道路の使用に関連する客席規定を設けておりません。</p>
--------------	--

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------